

藤岡市 保育料基準額表

(月額:円)

階層区分		1号認定 (3歳以上)	階層区分		2号認定 (3歳以上)		3号認定 (3歳未満)	
		教育 標準時間			保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯で ひとり親世帯等	0	B1	市民税非課税世帯で ひとり親世帯等	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯	0	B2	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ 課税	ひとり親 世帯等	C1	市民税均等割のみ 課税	0	0	3,600 (0)	3,500 (0)
		上記を除く 世帯					7,200 (3,600)	7,000 (3,500)
D1	48,600円未満	ひとり親 世帯等	D1	10,000円未満	0	0	4,120 (0)	4,020 (0)
		上記を除く 世帯					8,250 (4,120)	8,050 (4,020)
D2	48,600円以上 77,100円以下	ひとり親 世帯等	D2	10,000円以上 48,600円未満	0	0	4,620 (0)	4,520 (0)
		上記を除く 世帯					9,250 (4,620)	9,050 (4,520)
D3	48,600円以上 77,100円以下	ひとり親 世帯等	D3	48,600円以上 59,200円未満	0	0	5,220 (0)	5,070 (0)
		上記を除く 世帯					10,450 (5,220)	10,150 (5,070)
D4	77,101円以上 133,000円以下	ひとり親 世帯等	D4	59,200円以上 67,000円未満	0	0	6,200 (0)	6,050 (0)
		上記を除く 世帯					12,400 (6,200)	12,100 (6,050)
D5	77,101円以上 133,000円以下	ひとり親 世帯等	D5	67,000円以上 77,101円未満	0	0	7,550 (0)	7,400 (0)
		上記を除く 世帯					15,100 (7,550)	14,800 (7,400)
D6	133,001円以上 211,200円以下	ひとり親 世帯等	D6	77,101円以上 88,000円未満	0	0	19,300 (9,650)	19,000 (9,500)
		上記を除く 世帯					23,600 (11,800)	23,300 (11,650)
D7	133,001円以上 211,200円以下	ひとり親 世帯等	D7	88,000円以上 97,000円未満	0	0	28,400 (14,200)	28,000 (14,000)
		上記を除く 世帯					33,100 (16,550)	32,700 (16,350)
D8	133,001円以上 211,200円以下	ひとり親 世帯等	D8	97,000円以上 115,000円未満	0	0	36,500 (18,250)	36,000 (18,000)
		上記を除く 世帯					40,200 (20,100)	39,700 (19,850)
D9	211,201円以上 301,000円以下	ひとり親 世帯等	D9	115,000円以上 133,000円未満	0	0	43,000 (21,500)	42,400 (21,200)
		上記を除く 世帯					44,700 (22,350)	44,100 (22,050)
D10	301,001円以上	ひとり親 世帯等	D10	133,000円以上 151,000円未満	0	0	45,900 (22,950)	45,200 (22,600)
		上記を除く 世帯					45,900 (22,950)	45,200 (22,600)

- ◎ 4月分から8月分は前年度市民税所得割額、9月分から翌年3月分は当年度市民税所得割額をもとに算定します。
- ◎ 算定する際の税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割等の控除をする前の税額となります。
- ◎ 父と母(ひとり親世帯の場合は父または母)の市民税所得割額の合計から算定します。父と母の市民税所得割額が一定額に達しておらず、同居所に祖父母がいる場合は、そのどちらかを算定対象者として算定します。
- ◎ ()内の金額は第2子の保育料です。
- ◎ ひとり親世帯等とは、児童扶養手当を受給する世帯、障がい者のいる世帯をいいます。
- ◎ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用します。
- ◎ 軽減措置について
1号認定については、小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。
ただし、市民税所得割額77,101円未満の世帯については、税法上の扶養となっている子(兄や姉など)がいる場合、年齢を問わず人数として数えます。
2・3号認定については、就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とします。
ただし、市民税所得割額57,700円未満の世帯については、税法上の扶養となっている子(兄や姉など)がいる場合、年齢を問わず人数として数えます。
- ◎ 藤岡市第3子以降保育料無料化事業について
藤岡市に在住しており、軽減措置における年齢制限に関わらず、保護者が独立していない(就職等による自らの収入により生計を立てていない)子どもを3人以上扶養しており、市税等を滞納していないなどの要件を満たす場合は第3子以降の児童の保育料が無料となります。申請書類の提出により、制度適用となります。
- ◎ 寡婦(夫)控除のみなし適用について
税法上の寡婦(夫)控除が適用されない婚姻歴のない(未婚)ひとり親に対し、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。
寡婦(夫)控除のみなし適用は保育料の算定に用いるのみであり、実際の税額が変更になるものではありません。所得の状況等により、寡婦(夫)控除のみなし適用しても保育料等の減額にならない場合があります。のみなし適用を受ける場合は申請が必要となります。
- ◎ 幼児教育・保育無償化について
1号認定については満3歳児から、2号認定については満3歳になった後の4月1日からの保育料が無料となります。また、3号認定については、市民税非課税世帯の保育料が無料となります。